

た特別支援を必要とする児童生徒は通常の学級に在籍し、個別の教育的ニーズに応じて特別な指導を特別支援教室に通級して受ける。そして特別支援学校は地域のすべての障害児教育への支援を行う地域特別教育支援センター的機能を担っていく。

この特別支援教育への変革に向けて、特別支援学校、特別支援教室の校内外の支援体制の構築、教育課程と教育指導計画の検討、特別支援学校、特別支援教室と地域の保育所・幼稚園・小中学校および高等学校・障害者が利用する各関連施設との連携、保護者との連携と相談支援、医療・福祉・労働・企業などの専門諸機関との連携のシステム体制、さらには教員数、教員の資質の整備など、障害児教育の課題への対応が急がれる。

特別支援教育では、地域に根ざし障害種別の枠を超えた特別支援学校や特別支援教室が設置され教育のハード機能は総合化される一方、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに対応した教育を行うために、個々の子どもの障害の特性、障害に適した教育支援法など教育のソフト機能である高い障害児教育の専門性が求められる。地域に根ざした障害児教育が行われようとする中、各障害に適した専門教育を一特別支援学校、一特別支援教室とその小・中学校にどう構築していくのか、障害児教育の専門性への特別支援教育の在り方をしっかりと模索、検討していかなければならない。

次の節では、2004（平成16）年現行の盲学校での盲教育、弱視教育の概要と実践を詳細に紹介する。

参考文献

- 1) 解説教育六法編集委員会：解説 教育六法 2003. 三省堂, 2003.
- 2) 文部省：盲学校、聾学校及び養護学校 学習指導要領（平成11年3月）解説—総則等編—（幼稚部・小学部・中学部・高等部）. 海文堂出版株式会社, 2000.
- 3) 文部省：盲学校、聾学校及び養護学校 学習指導要領（平成11年3月）解説—各教科、道徳及び特別活動編—. 東洋館出版社, 2000.
- 4) 佐藤泰正編：障害児教育小辞典, 共同出版株式会社, 1981.
- 5) 松本昭子, 土橋圭子（編集）：発達障害児の医療・療育・教育. 金芳堂, 2002. (土橋圭子)

5 視覚障害児の教育内容と教育支援法

1. 幼稚部

幼稚部は、幼稚園に準じた健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域と自立活動で教育課程を編成して、1日4時間の保育を行う。この幼稚部生活の全体を通じ、さまざまな体験を積み重ねる中で、視覚障害児の聴覚、触覚と保有する視覚などの諸感覚の活用を図って、基本的な生活行動を習得させ、事物・事象や動作とことばとを結びつけた基礎的な概念形成を伸長させる。

視覚障害児の指導計画は、遠城寺式・乳幼児分析的発達検査や広D-K式視覚障害児用発達診断検査などの標準検査と行動観察などにより適切に把握して、保護者の了解の下、個別の指導計画として作成する。

視覚障害児に対しては、幼児の発達状態などにもよるが、各種概念発達が円滑に行われるよう早期から点字や普通文字などの文字の活用指導を行う。

また、幼稚部の日課では、個別の教育的ニーズへの対応を主としつつも、教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で社会性を育むため、個別指導と集団遊びなどを曜日により按分するよう工夫する。表2-3は工夫例である。

1) 盲幼児の点字指導

視覚に障害のない幼児は、テレビや絵本、広告など多くの文字環境が提供されるため、保護者との遊びなどを通して、自然に自分の名前をはじめとした文字の読み書きに興味・関心を示すことが多い。また、そのことに気づい

表2-3 幼稚部の日課（工夫例）

日程	時間
登校・保護者との懇談	9:30～10:00
朝の会	10:00～10:15
個別指導	10:15～11:50
集団遊び	(木・金 11:00～11:50)
全校集会	(火 10:40～10:55)
給食準備・給食	11:50～13:00
歯磨き・自由遊び	13:00～13:50
帰りの会	13:50～14:00
下校・保護者との懇談	14:00～

